

ダイレクト納付の取り扱い

～ダイレクト納付口座の複数利用が開始されます～

預貯金口座ごとに、あらかじめダイレクト納付利用届出書を提出することで、平成30年1月4日から、ダイレクト納付の際に利用する預貯金口座を選択することができます。

これにより、例えば、源泉所得税や法人税など、税金の種類別に異なる預貯金口座を使用して、ダイレクト納付を利用することができます。

利用届出書を提出した後においても、今まで同様に金融機関の窓口でのお支払いも、もちろんできます。この機会に、まずは

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書
を提出することから初めてみてはいかがでしょうか？

ダイレクト納付とは・・・

e-tax（国税電子申告・納税システム）により申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより国税を電子納付する手続です。

ご利用に当たっては、事前に税務署へ e-Tax の利用開始手続を行った上、専用の届出書を提出していただく必要があります。

●利用可能税目（税金の種類）

全ての税目

ただし、納付手続方法によりご利用できない税目があります。

詳しくは、[電子納税の詳細（e-Tax ホームページ）](#)をご確認ください。

●利用可能額

ご利用される金融機関によって利用可能額が異なりますので、あらかじめ「利用可能金融機関一覧」の「取扱可能金額桁数」をご確認ください。

●利用可能な金融機関

利用可能な金融機関と預貯金口座の種類については「利用可能金融機関一覧」をご確認ください。

[利用可能金融機関一覧](#)

●利用可能時間

e-Tax の利用可能時間内、かつ、即時に納付される場合はご利用される金融機関のシステムが稼働している時間